選挙運動用ポスター作成契約書

　選挙候補者 　　　　 (以下「甲」という。)と

　（以下「乙」という。)は、印刷物の作成について次のとおり契約を締結する。

1. 品 名 公職選挙法第 143 条第 1 項第 5 号に定めるポスター
2. 枚 数 枚

3 契約金額 円(単価 　　　　　円)

(注) 契約金額・単価は消費税を含んだ額である。

1. 納入期限 令和　　　年　　　月　　　日
2. 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、いの町議会議員及びいの町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例に基づきいの町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅延なく行わなければならない。

なお、いの町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第 93 条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙はいの町に請求できない。

1. その他

この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲、乙協議して定める。

令和　　　年　　　　月 　　日

甲 選挙候補者

住　所

氏　名 ㊞

　　　　　　　　　 乙

住　所

氏　名

代表者氏名　　　　　　　　　　　　㊞